

# 令和元年 草津市議会報告会「オープン The 議会」実施要領

## 1. 開催目的

市政や議会活動の状況を市民の皆様へ直接、わかりやすく報告するとともに、意見交換を通じて、今後の議会や議員の活動に反映させることを目的とする。

## 2. 開催時期および開催場所

- (1) 令和元年5月19日（日）午前10時から午後3時まで。
- (2) 1部午前10時から11時40分まで、2部午後1時から午後2時40分までの2部制とする。
- (3) 開催場所は議場、各委員会室とする。

## 3. 報告会の内容

- (1) 各常任委員会活動について、各常任委員長から報告を行う。
- (2) 報告終了後に、時間を設けて各委員会室で参加者と意見交換を行う。
- (3) 1部、2部とも冒頭に市民等による議場コンサートを行う。

## 4. 議場開放

- (1) 報告終了後または意見交換終了後には、議場見学の時間を設ける。

## 5. 出席議員

- (1) 全議員

## 6. 役割分担

- (1) 報告会の準備、運営等は議員が行う。
- (2) 報告後の意見交換については、各常任委員会委員の中から司会進行（ファシリテーター）・ホワイトボード書記・記録者等を選出し対応する。
- (3) 報告会に必要な役割は、議会改革推進特別委員会にて協議して決定する。
- (4) 主な役割は、司会進行（ファシリテーター）・報告者・意見交換の各役割・議会棟警備・参加者誘導とする。

## 7. 資料

- (1) 各常任委員会の取り組みについては各常任委員会を中心となって作成する。
- (2) 意見交換のテーマに関する資料については各常任委員会を中心となって作成する。

## 8. 周知方法

- (1) 報告会の周知は全議員が行う。
- (2) 主な周知の方法は次の通りとする。
  - ・くさつ市議会だより（平成31年2月1号、令和元年5月1日号）
  - ・草津市議会ホームページおよび草津市ホームページ
  - ・公共施設でのポスター掲示およびチラシ配布
  - ・まちづくり協議会へのポスターおよびチラシ配布

## 9. 記録

- (1) 報告会の記録は、参加者からの意見の要点記録とする。

## 10. 成果・効果等

- (1) 記録者は報告会終了後、速やかに議会改革推進委員長へ報告し、議会改革推進特別委員長はその報告内容を取りまとめ、報告書を作成し、議長へ提出する。
- (2) 前項の報告書は、議会改革推進特別委員会で確認のうえ、草津市議会ホームページおよび草津市議会図書室にて公開する。
- (3) 議会改革推進特別委員会にて、報告会の反省総括を行う。

スケジュール	第1部
	10:00 1部開始・演奏等披露
	10:30 総務常任委員会報告
	10:40 文教厚生常任委員会報告
	10:50 産業建設常任委員会報告
	11:10 各常任委員会にて意見交換・議場見学
	11:40 1部終了
	第2部
	13:00 2部開始・演奏等披露
	13:30 総務常任委員会報告
	13:40 文教厚生常任委員会報告
	13:50 産業建設常任委員会報告
	14:10 各常任委員会にて意見交換・議場見学
	14:40 2部終了